

令和5年度 定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀美方消防組合監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

敦賀美方消防組合

消防本部、敦賀消防署、美浜消防署、三方消防署

4 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度（4月から8月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和5年10月17日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

1から7までのとおり監査した限り、対象となった事務は重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織

及び運営の合理化に努めていると認められた。監査の結果の詳細は後述のとおりであるが、軽易な事項については、口頭にて指導・助言を行ったので、その記述は省略した。

なお、監査結果の区分は以下のとおりである。

勸告	(1) 監査委員が特に措置を講ずる必要があると認めるもの (地方自治法第 199 条第 11 項)
指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に違反しているもの (2) 著しく不当又は適正を欠くもの
指導事項	(1) 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠く事項では是正を必要とするもの (2) 経済性・効率性・有効性の観点から、改善や見直しの検討を求めるもの
業務意見	(1) その他監査の結果に伴う、各業務等に対する監査委員の意見

(1) 消防本部

<業務意見>

- ・ 文書管理について、当組合の文書取扱規程に基づき保管及び廃棄等の処理がなされているが、システムによる一元管理はされておらず、全て紙ベースで各署に保管または保存されている状況でもあるので、特に機密性の高い文書については定期的に点検を行い、適切な管理に努めていただきたい。
- ・ 情報システムのサイバーセキュリティ対策について、脆弱性診断やペネトレーションテスト実施の検討も含め、適切に対応するよう努めていただきたい。
- ・ 消防車両の廃車について、処分を委託する業者に対し廃車証明書に写真の添付を求めるなど、適正に処分されたことを確認するよう努めていただきたい。
- ・ 勤怠管理について、業務の効率化、また、適切で厳密な管理を行う観点から、勤怠管理システムの導入について検討していただきたい。
- ・ ハラスメント研修等の全職員を対象とした研修については、研修後に職員の理解度を確認するためのアンケートを実施し、研修効果を高めるよう努めていただきたい。

(2) 敦賀消防署・美浜消防署・三方消防署

監査した結果、指摘事項等はなかった。